

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童手当支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小金井市は、児童手当支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都小金井市長

## 公表日

令和4年6月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	児童手当支給に関する事務								
②事務の概要	<p>本市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</li> <li>2 児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</li> <li>3 未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</li> <li>4 届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</li> <li>5 資料の提供等の求めに関する事務</li> <li>6 父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</li> </ol> <p>《支給対象者等》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 支給対象 中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日)までの児童を養育している市内在住の方で、生計を維持する程度の高い方(=請求者)に支給。</li> <li>2 支給期間 手当の対象となる期間は、申請した日の属する月の翌月分から支給消滅日の属する月分まで。</li> <li>3 支給額</li> </ol> <p>【所得制限内の方】</p> <table border="0"> <tr> <td>3歳未満(一律)</td> <td>月額15,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上小学校修了前</td> <td>第1子・第2子 月額10,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3子以降 月額15,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生(一律)</td> <td>月額10,000円</td> </tr> </table> <p>【所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の方】一律 月額5,000円</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 所得制限あり</li> </ol>	3歳未満(一律)	月額15,000円	3歳以上小学校修了前	第1子・第2子 月額10,000円		第3子以降 月額15,000円	中学生(一律)	月額10,000円
3歳未満(一律)	月額15,000円								
3歳以上小学校修了前	第1子・第2子 月額10,000円								
	第3子以降 月額15,000円								
中学生(一律)	月額10,000円								
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童手当システム</li> <li>2 中間サーバー</li> <li>3 団体内統合宛名システム</li> </ol>								
2. 特定個人情報ファイル名									
	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 受給者ファイル</li> <li>(2) 児童ファイル</li> <li>(3) 支払ファイル</li> <li>(4) 所得ファイル</li> </ol>								
3. 個人番号の利用									
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一 項番56</li> <li>2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第44条に規定される児童手当法第7条等</li> <li>3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条</li> </ol>								
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携									
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 実施する</li> <li>2) 実施しない</li> <li>3) 未定</li> </ol>								

<p>②法令上の根拠</p>	<p>(情報提供)</p> <p>1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番26、30及び87</p> <p>2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(1) 第19条第一号カ</p> <p>(2) 第44条第一号カ に規定される児童手当法第8条等</p> <p>(情報照会)</p> <p>1 番号法19条第8号及び番号法別表第二 項番74、75</p> <p>2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条に規定される児童手当法第7条等</p>
<p><b>5. 評価実施機関における担当部署</b></p>	
<p>①部署</p>	<p>子ども家庭部子育て支援課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>子ども家庭部子育て支援課長</p>
<p><b>6. 他の評価実施機関</b></p>	
<p><b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b></p>	
<p>請求先</p>	<p>小金井市総務部総務課情報公開係 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9926</p>
<p><b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b></p>	
<p>連絡先</p>	<p>小金井市子ども家庭部子育て支援課 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9839</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ③ システムの名称	児童手当システム	1 児童手当システム 2 中間サーバー	事後	
平成28年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令条の根拠	1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一 項番56 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第44条に規定される児童手当法第7条等	1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一 項番56 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第44条に規定される児童手当法第7条等 3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条	事後	小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例制定に伴う追記
平成28年5月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子ども家庭部子育て支援課長 高橋 正恵	子ども家庭部子育て支援課長 梶野 ひづる	事後	
平成28年5月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成26年12月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	
平成28年5月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成26年12月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	
平成29年4月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成30年5月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成28年12月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	
平成30年5月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成28年12月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども家庭部子育て支援課長 梶野 ひづる	子ども家庭部子育て支援課長	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成30年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成30年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	IV リスク対策 8. 監査	—	自己点検、内部監査	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か(いつ時点の計数 か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か(いつ時点 の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事 務 ③ システムの名称	1 児童手当システム 2 中間サーバー	1 児童手当システム 2 中間サーバー 3 団体内統合宛名システム	事後	
令和3年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(情報提供) 1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 項番26、30及び87	(情報提供) 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 項番26、30及び87	事後	
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か(いつ時点の計数 か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か(いつ時点 の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ② 事務の概要	《支給対象者等》 1 支給対象 中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日)までの児童を養育している市内在住の方で、生計を維持する程度の高い方(=請求者)に支給。 2 支給期間 手当の対象となる期間は、申請した日の属する月の翌月分から支給消滅日の属する月分まで。 3 支給額  【所得制限内の方】 3歳未満(一律) 月額15,000円 3歳以上小学校修了前 第1子・第2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 中学生(一律) 月額10,000円  【所得制限超過の方】一律 月額5,000円	《支給対象者等》 1 支給対象 中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日)までの児童を養育している市内在住の方で、生計を維持する程度の高い方(=請求者)に支給。 2 支給期間 手当の対象となる期間は、申請した日の属する月の翌月分から支給消滅日の属する月分まで。 3 支給額  【所得制限内の方】 3歳未満(一律) 月額15,000円 3歳以上小学校修了前 第1子・第2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 中学生(一律) 月額10,000円  【所得制限限度額以上、所得上限限度額未満	事後	
令和4年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	